

東大和市選挙管理委員会告示第24号

東大和市選挙執行規程（平成12年選管告示第7号）の一部を次のように改正する。

令和8年10月13日

東大和市選挙管理委員会

東大和市選挙執行規程の一部を改正する規程

東大和市選挙執行規程（平成12年選管告示第7号）の一部を次のように改正する。
第78条第1項中「をいう」の次に「。以下同じ」を加える。

第103条第1号ア中「運賃等の」を削り、同号オ中「500円」を「1,000円」に改め、同号オを同号キとし、同号エ中「1,000円」を「1,500円」に、「3,000円」を「4,500円」に改め、同号エを同号カとし、同号ウ中「1万2,000円」を「2万3,000円」に改め、同号ウを同号オとし、同号中イをエとし、アの次に次のように加える。

イ 船賃 水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額

ウ 航空賃 航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額

第103条第2号ア中「1万円」を「1万5,000円」に改め、同号イからエまでの規定中「1万5,000円」を「2万円」に改め、同条第4号ア中「鉄道賃」の次に「、船賃、航空賃」を加え、「及びイ」を「からエまで」に改め、同号イ中「1万円」を「2万円」に改める。

第116条の見出しを「（選挙人等の出頭及び証言の請求）」に改め、同条中「第212条（選挙人等の出頭及び証言の請求）」を「第212条（選挙人等の出頭及び証言の請求）第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

2 法第212条第2項において読み替えて準用する民事訴訟法（平成8年法律第109号）第205条第2項の規定により、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）により書面に記載すべき事項を提供しようとする選挙人その他の関係人（以下「提供者」という。）は、次に掲げる方法のいずれかにより当該事項を提供することができるものとする。

（1）電磁的記録を記録した記録媒体を委員会に郵送又は持参する方法

（2）電磁的記録を電子情報処理組織（委員会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と提供者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して委員会に送信する方法

第47号様式中「印鑑及び」を削る。

附 則

1 この規程は、公布の日から施行する。

2 改正後の第103条の規定は、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される東大和市議会議員及び市長の選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された東大和市議会議員及び市長の選挙については、なお従前の例による。